

千葉県土地利用基本計画書

千 葉 県

計 画 書 の 目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| (前文)土地利用基本計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 土地利用の基本方向 | 2 |
| (1) 県土利用の基本方向 | 2 |
| (2) 地域別の土地利用の基本方向 | 3 |
| ア 西地域 | |
| イ 東地域 | |
| ウ 中央地域 | |
| エ 南地域 | |
| (3) 土地利用の原則 | 6 |
| ア 都市地域 | |
| イ 農業地域 | |
| ウ 森林地域 | |
| エ 自然公園地域 | |
| オ 自然保全地域 | |
| 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 | 10 |
| 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画 | 13 |
| (参考)地域区分図 | 17 |
| (参考)土地利用基本計画図 | 18 |
| 1 計画図 | 18 |
| 2 計画図の作成基準 | 18 |
| (1) 五地域区分の基準 | 18 |
| (2) 細区分の参考表示 | 19 |
| (3) 図面表示の方法 | 20 |
| 3 地域区分別面積 | 21 |

土地利用基本計画策定の趣旨

本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、千葉県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び千葉県計画）を基本として策定した。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規正法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保、県民福祉の向上及び県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、本県の地域特性をいかしつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

今後の県土利用にかかわる社会的背景を見ると、高齢化が進行し、少子化傾向が継続する中で、人口の増加は鈍化するものの、引き続き増加することが見込まれる。経済のグローバル化・ボーダレス化をはじめとする国際化の進展や、経済社会諸活動全般にわたり交流・連携の活性化が進み、高度情報化等の傾向を強めながら成熟化に向かうことにより、全体としては地目間の土地利用転換の圧力は低下する傾向にあると見通される。なお、都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大等が進むと考えられ、引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

また、県民の価値観・ライフスタイルの多様化・個性化の進展による「心の豊かさ」の重視、災害に強い県土づくりの要請、地球的規模の環境問題と県土利用の密接な関連性の認識等を背景とした、自然のシステムにかなった持続可能な県土利用を基本とすることが必要であり、このような傾向を踏まえて県土利用の質的向上をより一層積極的に推進することが重要である。

したがって、国土利用計画法等の適切な運用により適正な土地利用の確保と地価の安定を図りつつ、土地需要の量的調整を図るとともに、県土利用の質的向上を図る。

土地需要の量的調整に関しては、都市的土地利用について土地の高度利用と低未利用地の有効利用による合理化・効率化の促進とともに身近な自然の確保による良好な市街地の形成を図る。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については適正な保全を図るとともに、耕作放棄地等の適切な利用を促進する。

なお、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、転換された土地利用が容易には復元できないこと、自然の様々な循環系に影響を与えること等から、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

また、個別規正法の土地利用規制が相対的に緩い地域においては、地域の環境を保全しつつその地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

県土利用の質的向上に関しては、安全で安心できる県土利用の主眼とし、水系の総合的管理を図り、森林の有する県土保全機能を向上させるほか、災害を受ける可能性のある地域については、地域の特性を踏まえた適正な県土利用による安全性の確保やライフラインの多重化・多元化、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、諸機能のバックアップシステムの整備等を図り安全性の向上に努める。

また、自然と共生する持続可能な県土利用を促進するため、自然環境に配慮した都市的土地利用を進め、多様な自然環境の体系的な保全等を図るほか、美しくゆとりある県土利用を現実するため、土地利用の高度化等によるゆとりある都市環境の形成、緑資源の確保を図り、歴史的風土の保存、個性ある景観の保全・形成に配慮する。

さらに、自由時間の増大、価値観の多様化などによる県民の余暇志向・自然とのふれあい志向への対応を考慮した県土利用を図る。

(2) 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然等県土資源の有効性を前提に、次に述べる地域別の土地利用の基本方向にそって適切に対処するものとする。

地域区分*は、国土利用計画（千葉県計画）に基づいて、「西地域」「東地域」「中央地域」「南地域」の四区分とする。 17 ページ参考図参照

ア 西 地 域

本地域は、首都東京に隣接し、商業施設、研究開発機関、大学の立地や住宅地供給、都市型アミューズメント施設等の整備により、人口や産業・都市機能が集積し都市化が最も進展した地域となっている。

今後は、これからの集積をいかし、都市環境の改善を図りながら、新産業の創造、新たな生活文化の発信、新たな都市文化の育成を進める交流拠点として、また、自然・居住・業務の調和した都市空間の形成を目指していく。

このため、既成市街地の再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用及び秩序ある土地利用を促進することとする。

また、新たな市街化を図るべき区域では、農用地、森林などの他の土地利用との調和及び環境保全に十分配慮しながら、計画的に良好な市街地等の整備を図っていく。

なお、良好な都市・生活環境の形成に資するため、河川・湖沼等における親水空間の確保及び水質浄化に努めるとともに、都市地域に存在するみどりのネットワーク化を進める。

さらに、災害に強い都市構造への要請から、自然条件や防災設備の整備状況を考慮した土地利用への誘導及び都市河川の改修等により災害に対する安全性の向上を図る。

イ 東 地 域

本地域は、本県農業の中心的役割を果たしており、また、千葉ニュータウン等の市街地整備による都市化の進展や成田空港周辺への工業の集積が見られるとともに、主要都市には、地域の特色をいかした産業の集積がある。

今後は、既存産業と新規導入産業の連帯、自然環境に配慮した定住環境整備や個性あるまちづくりを進め、活力ある田園文化都市圏の形成を図るとともに、成田空港の立地に伴うポテンシャルを活用し、首都圏の機能発展を柔軟に支える地域の形成を図り、わが国の表玄関にふさわしい都市的環境を形成することとする。

このため、集団的な優良農地の確保を図り、その整備と保全に努めるほか、里山林の保全と活用を図る。市街地整備に当たっては自然的土地利用との調和に配慮しつつ、計画的に進めるものとする。

また、成田空港への隣接性や基幹的交通基盤の整備効果を活用し、国際物流機能や研究開発機能の集積を図る。

湖沼及び河川については治水安全度の向上、水質の浄化などを行うとともに、良好な自然環境、景観の保全に努めるほか、内水面漁場としての活用も図る。

なお、成田空港周辺地域においては、今後とも自然環境と都市機能の調和のとれた地域づくりを進め、大気汚染・騒音振動等の影響を未然に防止しつつ、地域の振興に配慮した都市計画を図る。

ウ 中 央 地 域

本地域では、都市化が進展している湾岸部と豊かな自然に恵まれている外房地区からなり、湾岸部では幕張新都心等の整備が進み、国際業務都市の形成が図られるとともに商業・文化施設等の集積が進んでおり、外房地区では農業や観光が主であるが、住宅地整備、加工組立型工業の展開もされてきている。

今後は、湾岸部においては、災害への対策に充分配慮しながら、引き続き、国際的業務機能、国際交流機能等の集積を図り、新たな産業の育成やアメニティの高い生活環境の育成も進めるものとし、外房地区においては、広域幹線道路整備に伴うポテンシャルの向上をいかした新たな産業の育成や高生産性と高付加価値性をもつ農業の振興を図るとともに、個性豊かな都市機能整備を進め、職・住・遊・学の備わる自立的生活圏の形成を目指し一体感のある地域整備を行っていく必要がある。

このため、農用地については、その保全に努め、ほ場の大区画化を推進する。森林については、極力保全するとともに、木材生産等の経済的機能の充実及び公益的機能の増進を図るため適正な整備に努める。また、都市近郊林については、身近なみどりとして保全・整備を図る。

住宅地については、幕張新都心整備を進めるほか、基幹的交通基盤の整備による波及効果を活用して地域の特色をいかした複合的なまちづくりを進める。また、成田空港のインパクトを効果的に受け止めるため、新たな住宅地の整備を進める。

河川・海岸については、安全性の向上を図るとともに、親水空間として利用に配慮し、自然環境・景観を損なわないように努める。さらに、河川等の水質浄化などのための整備を進める。

なお、成田空港周辺地域においては、今後とも自然環境と都市機能の調和のとれた地域づくりを進め、大気汚染・騒音振動等の影響を未然に防止しつつ、地域の振興に配慮した土地利用を図る。

エ 南 地 域

本地域は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、東京湾岸沿いの平野部と森林を主体とする南部丘陵地、自然海岸などからなっており、土地利用の構成は、農用地・森林が約7割を占めている。

今後は、東京湾アクアラインの完成や広域幹線道路の整備による交通利便性の向上、かずさアカデミアパーク等の整備の進展やリゾートのポテンシャルの顕在化による新たな土地需要の増加が見込まれるため、地域の自然を最大限に保全しつつ、個性ある第一次産業をはじめ多彩な産業や研究開発機能が展開される活力ある地域の形成を図るとともに、自然環境と調和した観光地づくりやリゾートの形成、地震対策・砂防・地すべり防止を主体とした災害に強い地域整備を進めていく必要がある。

このため、中山間地域については自然景観等の保全に配慮しながら農業生産のための整備と生活基盤の整備を一体的に進める。

森林については極力保全するとともに、木材生産等の経済的機能・水資源かん養等の公益的機能を総合的に発揮できるよう必要な森林の確保と保育・間伐等の整備を図りながら、林道等の基盤整備等を進め、生産性の向上を図っていくものとする。

また、野生生物の生息・生育地の適切な管理・保全を進めるとともに、すぐれた自然の風景地を適正に保全し、自然とのふれあいの場としての利用を図る。

さらに、レクリエーション施設については、自然環境の保全を図りつつ景観を損なわないように努め、都市と農・漁村との交流などによる地域の振興に配慮しながら整備を進める。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行う。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

ア 都市地域

都市地域では、一体の都市として総合的に整備し、保全し、及び開発する必要性がある地域である。都市地域の土地利用については、県域全体に都市化の傾向が進みつつある現状にかんがみ、地域特性に配慮しながら、適正な都市規模の想定に基づく地域、地区の活用を図り、生活環境の向上・保全に努めるものとする。また都市環境の整備、都市機能の高度化を促進するため適正かつ合理的な利用を図るものとする。

(ア) 市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による「都市化区域」をいう。以下同じ。）においては、人間居住の安全性、快適性、利便性に十分考慮した宅地の供給、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備等を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林他・水辺地等は良好な生活環境の維持のため、総合的な活用を図るものとする。

(イ) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の規定による「市街化調整区域」いう以下同じ。）においては市街化を抑制すべき区域にあるので、大規模な住宅地開発をはじめとする都市的土地利用は、引き続き抑制していくが、地域の振興、都市機能の増進などに著しく寄与するものについては、流域の治水安全度、周辺の自然環境等に十分配慮しつつ、適正な利用を認めるものとする。

(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途区域（都市計画法第8条第1項第1号の規定による「用途地域」をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては市街化調整区域における土地利用に準ずるものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。農業地域の土地利用については、農用地が農業生産の基盤であるとともに、県土の保全等公益的機能を発揮するなど、県民生活を支える基礎的な資源であることにかんがみ、総合的な農業の振興を図るための基盤・環境整備を促進するものとする。

特に、産業性向上に向けた農業生産基盤の整備と担い手への農用地の集積を図るとともに、無秩序な転用を抑制し優良農用地の確保・拡大を図る。また、地域の特性に応じた良好な生産・生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活が調和するよう計画的かつ適切な土地利用に努めるものとする。

なお、不耕作地については、周辺の土地利用との調和に配慮しながら、有効利用を図る。

(ア) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による「農用地区域」をいう。以下同じ。）内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であるので、土地改良、灌漑排水等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

(イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等の農業以外の土地利用計画との調整を了した地域の農地の転用に当たっては、その調整された計画等を尊重することとするが、生産力の高い農地、集団的な農地又は農業振興のための公共投資の対象となった農地については、極力、後順序に転用されるよう努めるものとする。

また、農業以外の土地利用計画等との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、農業の転用は原則として行わないものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林の土地利用については、森林が県土保全、水質源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能や経済的機能等多様な機能を有し、県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、その多面的機能を総合的に発揮できるよう確保と整備を図る。

また、特に機能が高く重要な森林については極力その保全を図る。

(ア) 保安林（森林法第25条第1項の規定による「保安林」という。以下同じ。）については、県土の保全、水資源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであるため、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、特に木材等森林で生産される資源を培養する機能の高い森林、水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能の高い森林、土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能の高い森林、生活環境の悪化を防止し、快適な環境の保全・形成する機能の高い森林、健康・文化及び教育的活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する機能の高い森林については、極力他用地への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途に転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域としての土地利用については、自然公園が優れた自然の景観地であり、その利用を通じて県民の保健・休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

特に、レクリエーション空間等としてますますその価値が高まりつつ中で、健全な利用に資する施設整備等に当たっては、自然の改変を少なくし、景観を損なわないように最大限の配慮をするものとする。

(ア) 特別保護地区（自然公園法第 18 条第 1 項の規定による「特別保護地区」をいう。）においては、その設定の趣旨に即し景観の厳正な維持を図る。

(イ) 特別地域（自然公園法第 17 条第 1 項及び千葉県立自然公園条例第 11 条第 1 項の規定による「特別地域」をいう。以下同じ。）においては、その風致の維持を図るべきものであるため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

(ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園のとしての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を特に図る必要がある地域である。

自然保全地域としての土地利用については、県土保全はもとより、豊かな自然環境の中で多様な生態系を維持する貴重な空間であるので、将来の県民に承継することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

- (ア) 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項及び千葉県立自然環境保全法条例第 9 条第 1 項の規定による「特別地区」をいう。以下同じ。）においては、指定の趣旨に即し、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。
- (イ) その保の自然地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの二地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、三以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向にそった適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域が重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての保全を図るものとする。

イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するが、森林の諸機能の保全、整備に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能を維持できる範囲で都市的な利用を認めるものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を図るものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を図るものとする。

イ 市街化区域及び用途地以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。

(5) 農業地域と森林地域が重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地区と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地区とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

- (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとする。

 - イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
- (8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
- (9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を計画又は事業主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう配慮されたものとする。

ア 当該計画に係る事業の実施を明らかに阻害することとなる土地取引については、国土利用計画法第 16 条の規定による不許可又は第 24 条の規定による中止勧告等の措置を講ずるものとする。

イ 当該計画に係る事業が円滑に実施されるよう、国土利用計画法第 10 条の趣旨及び各個別規制法を趣旨に即し、個別規制法の運用上配慮されるよう調整するものとする。

別表 公的機関の開発保全整備計画

| 整理番号 | 計画名 | 事業目的 | 規模 | 位置 | 計画主体 | 事業主体 | 備考 |
|------|--------------------------------|--------------------------|-------------|---|-------|-----------|----|
| 1 | 小櫃川総合開発事業(片倉ダム) | 洪水調整、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持 | ha 83.0 | 君津市笹、片倉、清水、鍋石、香木原 | 千葉県 | 千葉県 | |
| 2 | 夷隅川総合開発事業(大多喜ダム) | 洪水調整、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持 | ha 41.0 | 大多喜町西部田、上原 | 千葉県 | 千葉県 | |
| 3 | 江戸川左岸流域下水道事業 江戸川第2終末処理場整備事業 | 都市環境の整備及び江戸川の水質保全 | ha 26.0 | 市川市福栄 | 千葉県 | 千葉県 | |
| 4 | 都市河川治水緑地事業(大柏川)(海老川) | 都市防災、治水施設整備 | ha 38.0 | 市川市北方、船橋市市場、東町 | 千葉県 | 千葉県 | |
| 5 | 松戸市都市公園事業 | 都市環境の整備 | ha 50.0 | 松戸市千駄堀 | 松戸市 | 松戸市 | |
| 6 | 野田市スポーツ公園建設事業 | 運動公園の整備 | ha 187.9 | 野田市三ツ堀、木野崎、瀬戸、瀬戸上灰毛、目吹 | 野田市 | 野田市 | |
| 7 | 新東京国際空港建設事業 | 新東京国際空港の建設 | ha 515.0 | 成田市天神峰ほか山武郡芝山町香山新田ほか香取郡多古町一鍬田ほか香取郡大栄町吉岡ほか | 国土交通省 | 新東京国際空港公団 | |

参 考

地 域 区 分 图

土 地 利 用 基 本 计 画 图

地域区分図



注：「地域別の土地利用の基本方向」の地域区分を図示したものである。

土地利用基本計画図

1 計画図

別図(縮尺 50,000 分の 1)のとおり。なお、参考図として別添総括図(縮尺 150,000 分の 1)を併せて作成した。

2 計画図の作成基準

計画図は、次の基準により作成したものである。

(1) 五地域区分の基準

本計画図における地域区分は、次に掲げる個別規制法の土地利用規制の現況を基礎とし、更にそれぞれの地域の指定、変更、廃止等の手続きが速やかに了すると認められるものについて修正を加えて、設定したものである。

ア 都市地域

都市計画法第 5 条の規定により都市計画区域として指定されることが相当な地域

イ 農業地域

農業振興地域の整備に関する法律第 6 条の規定により農業振興地域として指定されることが相当な地域

ウ 森林地域

森林法第 2 条 3 項の規定による国有林の区域又は同法第 5 条 1 項の規定による地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域

エ 自然公園地域

自然公園法第 10 条又は千葉県立自然公園条例(昭和 35 年条例第 15 号)第 4 条の規定により自然公園として指定されることが相当な地域

オ 自然保全地域

自然環境保全法第 22 条又は千葉県自然環境保全条例(昭和 48 年条例第 1 号)第 6 条の規定により自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

(2) 細区分の参考表示

五地域区分の土地利用規制に直接的に関連する次の地域、地区等は、その指定の現況の範囲を五地域の細区分として参考表示をした。

ア 都市地域における細区分

(ア) 市街化区域

都市計画法第7条第1項の規定による指定区域

(イ) 市街化調整区域

都市計画法第7条第1項の規定による指定区域

(ウ) 用途地域

市街化区域及び市街化調整区域の区分のない都市計画区域にあって、都市計画法第8条第1項第1号の規定による指定区域

イ 農業地域における細区分

(ア) 農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による指定区域

ウ 森林地域における細区分

(ア) 国有林

森林法第2条第3項の規定による国有林の区域

(イ) 地域森林計画対象民有林

森林法第5条第1項の規定による地域森林計画に係る民有林の区域

(ウ) 保安林

森林法第25条第1項の規定による指定区域

エ 自然公園地域における細区分

(ア) 特別地域

自然公園法第17条第1項及び千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定による指定区域

(イ) 特別保護地区

自然公園法第18条第1項の規定による指定区域

オ 自然保全地域における細区分

(ア) 特別地区

自然環境保全法第 25 条第 1 項及び千葉県自然環境保全条例第 9 条第 1 項の規定
による指定区域

(3) 図面表示の方法

ア 各地域及び各地域の細区分は、一団の区域面積が概ね 1 ヘクタール以上のものを表示した。

イ 各地域及び各地域の細区分の境界線が一致した場合の表示は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の順序に地域区分を優先させ、細区分の表示はその後の順序とした。

3 地域区分面積

(1) 五地域区分の面積

平成 13 年 3 月 31 日現在

| 区 分 | | 面 積(ha) | 割 合(%) |
|-------------|---------|---------|--------|
| 五 地 域 | 都 市 地 域 | 356,059 | 69.1 |
| | 農 業 地 域 | 396,881 | 77.0 |
| | 森 林 地 域 | 161,407 | 31.3 |
| | 自然公園地域 | 28,546 | 5.5 |
| | 自然保全地域 | 1,776 | 0.3 |
| 計 | | 944,669 | 183.4 |
| 白 地 地 域 | | 1,168 | 0.2 |
| 合 計 | | 945,837 | 183.6 |
| 県 土 面 積 | | 515,101 | 100.0 |

(注) 1. 県土面積は、昭和 62 年 10 月 1 日現在の国土地理院公表の県土面積にその後の埋立てによる増分(41ha)を加えたものである。

2. 五地域区分の面積は土地利用基本計画図上で計測したものである。

(2) 五地域の重複状況別面積

平成 13 年 3 月 31 日現在

| 区 分 | | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|---------|-----------------|---------|--------|
| 重複のない地域 | (都) | 93,536 | 18.2 |
| | (農) | 65,468 | 12.7 |
| | (森) | 11,340 | 2.2 |
| | (公) | 337 | 0.1 |
| | (保) | - | - |
| | 計 | 170,681 | 33.1 |
| 重複地域 | (都)と(農) | 177,185 | 34.4 |
| | (都)と(森) | 4,531 | 0.9 |
| | (都)と(公) | 1,234 | 0.2 |
| | (都)と(保) | - | - |
| | (農)と(森) | 66,616 | 12.9 |
| | (農)と(公) | 3,312 | 0.6 |
| | (農)と(保) | 38 | 0.0 |
| | (森)と(公) | 4,597 | 0.9 |
| | (森)と(保) | 1,111 | 0.2 |
| | (都)と(農)と(森) | 64,918 | 12.6 |
| | (都)と(農)と(公) | 11,575 | 2.2 |
| | (都)と(農)と(保) | 4 | 0.0 |
| | (都)と(森)と(公) | 349 | 0.1 |
| | (都)と(森)と(保) | - | - |
| | (農)と(森)と(公) | 4,617 | 0.9 |
| | (農)と(森)と(保) | 601 | 0.1 |
| | (都)と(農)と(森)と(公) | 2,705 | 0.5 |
| | (都)と(農)と(森)と(保) | 22 | 0.0 |
| | 計 | 343,235 | 66.6 |
| 白 地 地 域 | 1,185 | 0.2 | |
| 県 土 面 積 | 515,101 | 100.0 | |

(注)： (都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域
(保)は自然保全地域

(3) 参考表示の地域・地区等の面積

平成 13 年 3 月 31 日現在

| 地域・地区等 | 面積 (ha) | 備考 |
|------------------------|---------|--------------------|
| 市街化区域 | 70,748 | 平成 13 年 5 月 31 日現在 |
| 市街化調整区域 | 133,703 | " |
| その他の都市計画区域 における用途地域 | 12,386 | " |
| 農用地区域 | 105,481 | |
| 国有林 | 9,904 | |
| 地域森林計画対象民有林 | 150,745 | |
| 保安林 | 17,260 | |
| 特別地域 | 13,234 | |
| 特別保護地区 | 6 | |
| 原生自然環境保全地域 | - | |
| 特別地区 | 291 | |

(注): 面積は個別規制法部局資料による。